

第六十八号議案

江戸川区区有地公募売却等事業予定者選定委員会条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年九月二十一日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区区有地公募売却等事業予定者選定委員会条例の一部を改正する条例

江戸川区区有地公募売却等事業予定者選定委員会条例（平成二十八年三月江戸川区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十二條」を「第二十二條第一項」に改める。

付 則

この条例は、江戸川区規則で定める日から施行する。

（説明）

借地借家法（平成三年法律第九十号）の改正により、同法の規定に移動が生じるため、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。